

鳥取県保健福祉相談センター電話交換機等賃貸借業務仕様書

- 1 本仕様書は、鳥取県保健福祉相談センター電話交換機等賃貸借業務について定めたものであり構内交換設備等に関する技術基準及び関係諸規則、規格等にもとづいて設置し本仕様を満足するものとする。
- 2 賃貸借物品（品名／規格は参考希望機種。同等品可。ただし、自動応答転送装置については指定機種とする）

品 名	数 量	仕 様 等
電話交換機	1 式	[制御方式] 蓄積プログラム制御方式
		[通話路方式] 時分割 P C M方式
		[局線応答方式] ストレートライン DI、分散応答、ダイヤルイン、ダイレクトイン ダイヤル、ダイレクトインライン、ボタン電話方式(ストレート/ バーチャル)
		[収容回線数(収容/実装)] 局線数：I S D N 8 / (ひかり電話接続可能なこと)、アナログ 2/4 内線数：多機能内線 41/56、一般内線 32/48 (F A X等含む) 停電保証：3 時間 ナンバーディスプレイ対応、発番号設定
		[最大容量] 交換機最大ポート数：3 8 4 ポート以上の増設可能な機種とする。
		[設 置] 床置き、または 1 9 インチラック
		[将来性] I P 化に対応可能なこと
		[設計耐用年数] 保守サポートを含め 5 年以上可能なこと
		[蓄電池] 内蔵型とし、5 年以上の長寿命とすること
		[夜間切替] 局線応答方式毎に、昼夜の着信形式を設定できること [交換機の設置について] 交換機本体及び蓄電池は既設機器が設置してある事務所内の自立 警報盤内に設置すること。 自立警報盤内の写真を別紙に添付する。
デジタル多機能電話機	3 9 台	[交換機設定について] ・担当者の指示を受け内線番号等の設定をすること。 ・女性相談の回線については、タイマーを設定し平日時間外、及び、 休祭日に自動音声応答 (I V R) ができること。音声案内の階層数は 3 階層以上とする。携帯電話等へ自動転送機能を有すること。 ・女性相談以外の電話番号については交換機内蔵の自動応答装置 にて着信対応可能なこと。
		2 4 ボタン、漢字表示 LCD、電話機ごとの電話帳機能、発着信履歴 表示 セキュリティを考慮し SD カード, USB 等のスロットを有しない機 種とする。

デジタル多機能電話機 (アナログ停電用)	2 台	アナログ回線停電用 上記多機能電話機と同様の機能とする。
標準電話機	2 8 台	着信ランプ、転送、再呼、スピーカ、保留、ワンタッチダイヤル 3 個以上を有すること。 内 9 台は壁掛設置ができるものとする。(落下防止の為、専用壁掛 用品を使用して取付する機種とする。壁面ビスに電話機を取付す る機種は不可)
無停電電源装置	1 台	ONU, ひかり電話アダプタの停電対応用 (750VA 程度) W=140, D=359, H=167 程度 (自立盤内に設置すること) 設置 3 年経過後の内蔵バッテリー交換費用も見込むこと。
自動応答転送装置	1 台	タカコム社製 IVR-2430 II (指定機種) 休日、時間外に特定の電話番号への着信を外部に転送可能なこと。 (NTT ボイスワープの設定を指定した時刻にセット、加除する機能 を有すること)

3 賃貸借物品の設置

上記の賃貸借物品は、賃貸人において設置し、賃貸借開始日までに既設交換設備の更新を行うものと
し、切替作業は通常業務に支障のないよう事前打合せを十分に行い設置すること。

※既存交換設備については、前回の設置業者が撤去するものとする。

4 賃貸借期間 令和 7 年 1 0 月 1 日から令和 1 2 年 9 月 3 0 日まで (納入期限は令和 7 年 9 月 3 0 日までとする。)

5 賃貸借場所 鳥取市江津 3 1 8 - 1 鳥取県保健福祉相談センター庁舎内

6 物品保証期間

賃貸借期間内において、使用者の責任に起因する損傷及び消耗以外で損傷したときはすべて賃貸人の
負担により修理等を行う。

7 保守点検

賃貸人は、毎月 1 回電話設備の点検を行い、緊急事故並びに故障発生の場合は、3 0 分以内に出張修
理、整備する。その対応期間は、5 年以上可能なこと。但し、電話機、消耗品は除く。

8 提出書類 (各 1 部)

- (1) 装置 (端末は除く)、蓄電池の耐用年数及び保守サポートが、5 年以上であることを証明できるメ
ーカ発行の書類 (仕様書、保証書、サポート証明書等) を事前に提出すること。
- (2) 納入機器については、全て新品であることを証明できる書類 (メーカ出荷案内書、納品書等) を
着工までに提出すること。

9 その他

- (1) 故障時は、連絡を受けて 3 0 分以内に臨場し、遅滞なく修繕等を行うこと。
- (2) 費用は毎月の賃貸借料として精算払する。うち、設置費相当額は、3 年以上に分割して支払うこ
ととする。